

1 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

【平成31年度予算概算要求額 24,474（24,474）百万円】

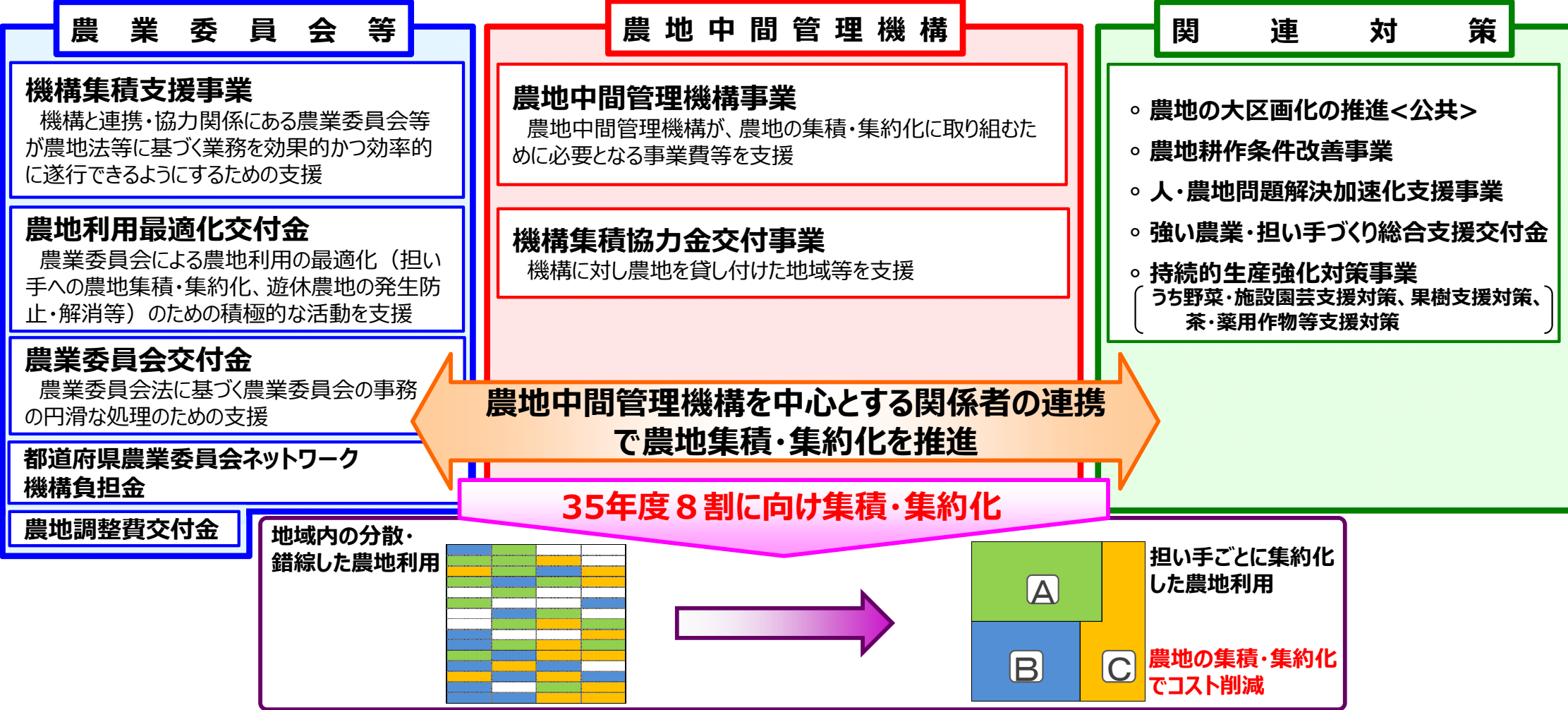
<対策のポイント>

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の全体像>



1-1 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化のうち 農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化

【平成31年度予算概算要求額
19,170（19,170）百万円】

<対策のポイント>

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、農地中間管理機構の事業運営、地域等に対する協力金の交付、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動等を支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 2,861（2,125）百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費（農地賃料、保安全管理費等）及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業 5,534（6,276）百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- 担い手による農地集積・集約化に資するよう、まとまった農地を貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。

3. 機構集積支援事業 3,530（2,759）百万円

- 遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報公開システムの改修・維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します。

4. 農地利用最適化交付金 7,246（8,010）百万円

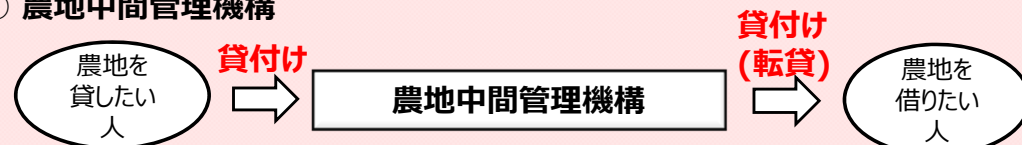
- 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ 農地中間管理機構

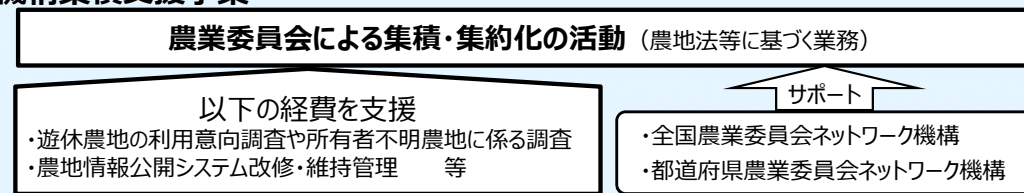


※ 具体的な内容は、今後の農地中間管理事業制度の見直しと併せ、予算編成過程で検討。

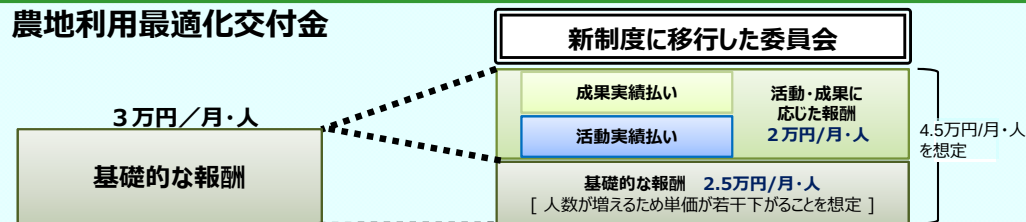
○ 機構集積協力金交付事業

※ 具体的な内容は、今後の農地中間管理事業制度の見直しと併せ、予算編成過程で検討。
〈検討の方向性〉
地域の話し合いを通じて、まとまった農地を貸し付ける取組に対する支援に重点化。
個人タイプは縮減。

○ 機構集積支援事業



○ 農地利用最適化交付金



【お問い合わせ先】

(1、2の事業)	経営局農地政策課 (03-6744-2151)
(3の事業)	経営局農地政策課 (03-6744-2152)
(4の事業)	経営局農地政策課 (03-3592-0305)

1-2 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化のうち 農業委員会の活動による農地利用最適化の推進

【平成31年度予算概算要求額
16,079 (16,073) 百万円】

※再掲の2・3を除いた額 5,304 (5,304) 百万円

＜対策のポイント＞

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、農地利用の最適化のための農業委員会の活動等に必要な経費を支援します。

＜政策目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

＜事業の内容＞

1. 農業委員会交付金 4,718 (4,718) 百万円

- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

2. 機構集積支援事業（再掲） 3,530 (2,759) 百万円

3. 農地利用最適化交付金（再掲） 7,246 (8,010) 百万円

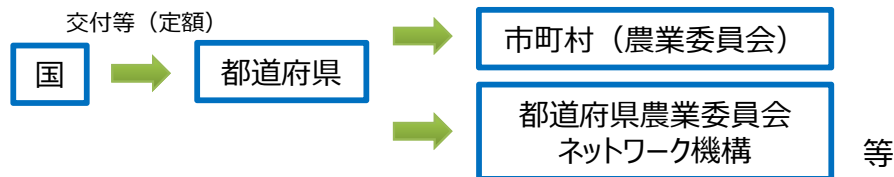
4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514 (514) 百万円

- 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

5. 農地調整費交付金 72 (72) 百万円

- 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農 業 委 員 会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可、遊休農地に係る調査等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）



農業委員・推進委員による最適化活動

・農地所有者の意向把握

・集落での話し合い

等



委員の積極的な
活動を支援

農地利用最適化交付金

農地法等に基づく
業務を支援

機構集積支援事業

サポート

都道府県農業
委員会ネット
ワーク機構

全国農業
委員会ネット
ワーク機構

〔お問い合わせ先〕

(1、3、4の事業) 経営局農地政策課 (03-3592-0305)
(2の事業) 経営局農地政策課 (03-6744-2152)
(5の事業) 経営局農地政策課 (03-6744-2153)

2 農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞

【平成31年度予算概算要求額 94,864（66,731）百万円の内数】

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しの増加が見込まれる中で、担い手は基盤整備が十分に行われていない農地を借り受けず、機構に貸し出す所有者は基盤整備を行う用意がないことから、担い手への農地集積が進まないおそれがあります。このため、**機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 対象工種：**区画整理、農用地造成**
- 附帯事業：機構集積推進事業 等
(推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)
- ※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等
- ※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を所有者等に説明

2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**のための調査・調整等を支援します。

<実施要件>

- 事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権が設定**
- 事業対象農地面積：**10ha以上（中山間地域は5ha以上）**
(事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）**のまとまりのある農地)
- **農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化**
- 事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上** 等

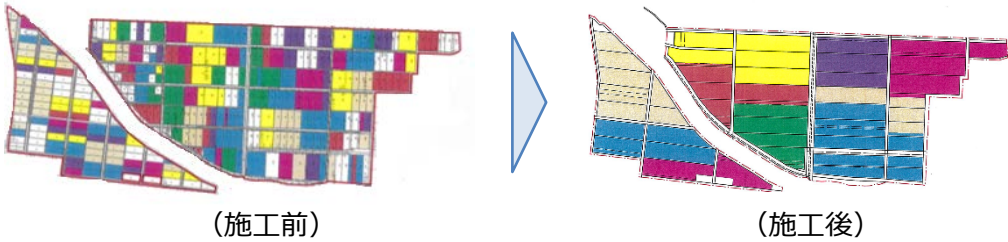
<事業の流れ>



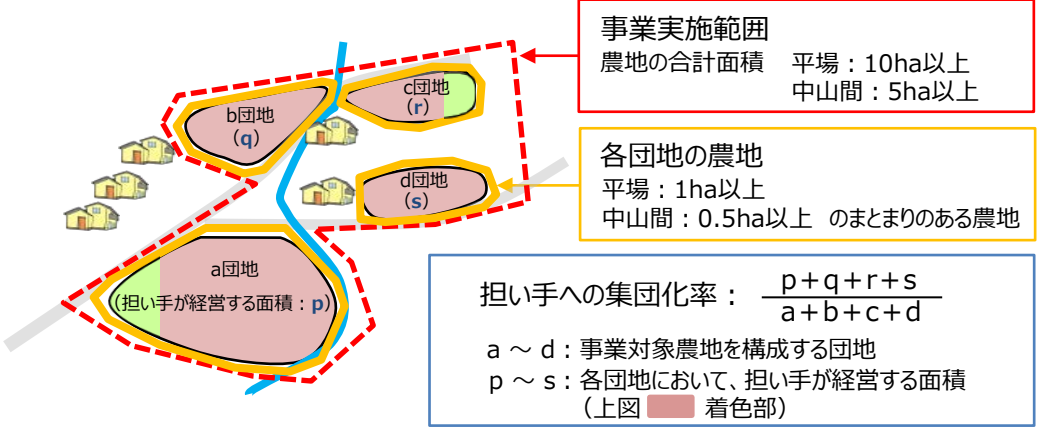
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

3 農地耕作条件改善事業

【平成31年度予算概算要求額 36,693（29,832）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細かな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るため、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【平成35年度まで】

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

- 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

- 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

3. 農地集積推進型

- 担い手への農地集積を一層推進するため、推進費（整備費の最大5.0%）の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。

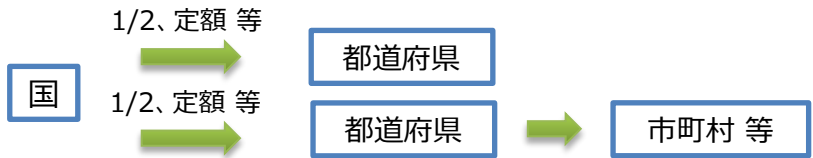
4. 緊急農地集積型（創設）

- リタイア農家が所有する農地等を機構を介して次世代の担い手に円滑に継承できるよう、推進費（整備費の最大12.5%）の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。

<実施要件>

- ①事業対象地域が農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等、
 - ②総事業費200万円以上、③受益者数2者以上、④機構との連携概要の策定
- ※ 2～4の型については、上記要件に加えて、高収益作物への転換や担い手への農地集積等の要件あり。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○きめ細やかな耕作条件の改善



畦畔除去



暗渠排水



土層改良



自動給水栓

○高収益作物への転換に向けた取組



検討会



技術研修会

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

4 農業の新しい働き方確立支援総合対策

【平成31年度予算概算要求額 25,446（24,349）百万円】

<対策のポイント>

農業就業者の高齢化や減少が続く、農業分野の人材確保が喫緊の課題となる中、農業が選ばれる職業となるよう、**農業の「働き方改革」を進めることにより、魅力ある職場環境づくり及び労働力の確保を支援します。**

<政策目標>

現在の労働環境に満足している雇用者の割合を8割以上に増加（現状：約5割）〔平成35年度まで〕

<事業の全体像>

1. 農業経営法人化支援総合事業 1,247（910）百万円

- ・ 農業経営の改善や効率化等による「働き方改革」を進めるため、**農業経営相談所**が経営上の課題を診断する場合や事業を承継するタイミングを捉えて**労働環境の改善を支援**するとともに、**雇用就農者へのサポート体制を強化**します。
- ・ 全国新規就農相談センターに労働力確保に関する相談窓口の機能を拡充し、全国新規就農・労働力確保相談センター（仮称）として運営します。

2. 農業人材力強化総合支援事業 23,814（23,265）百万円

- ・ 次世代を担う農業者を目指す者に対し、**就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援**します。
- ・ 産地における人材確保に向けて、**個々の経営体の経営力強化・労働環境改善につなげるための産地ぐるみの取組を支援**します。合わせて、**産地における他産業との連携による労働力確保を支援**します。

3. 農業支援外国人適正受入サポート事業 385（173）百万円

外国人材の農業等に関する知識及び技能を評価・確認する試験の作成、実施等を支援します。



魅力ある労働環境づくりと労働力確保を一体的に推進

＜対策のポイント＞

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、円滑な経営継承や農業の「働き方改革」に資する労働環境の改善など農業者の経営課題に対する、関係機関と連携して適切にアドバイスする経営相談体制の整備や農業経営の法人化を推進する取組を支援します。

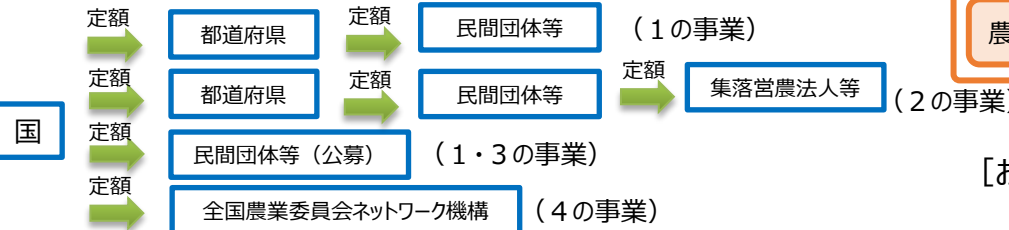
＜政策目標＞

- 法人経営体数を5万法人に増加 [平成35年度まで]
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [平成35年度まで]

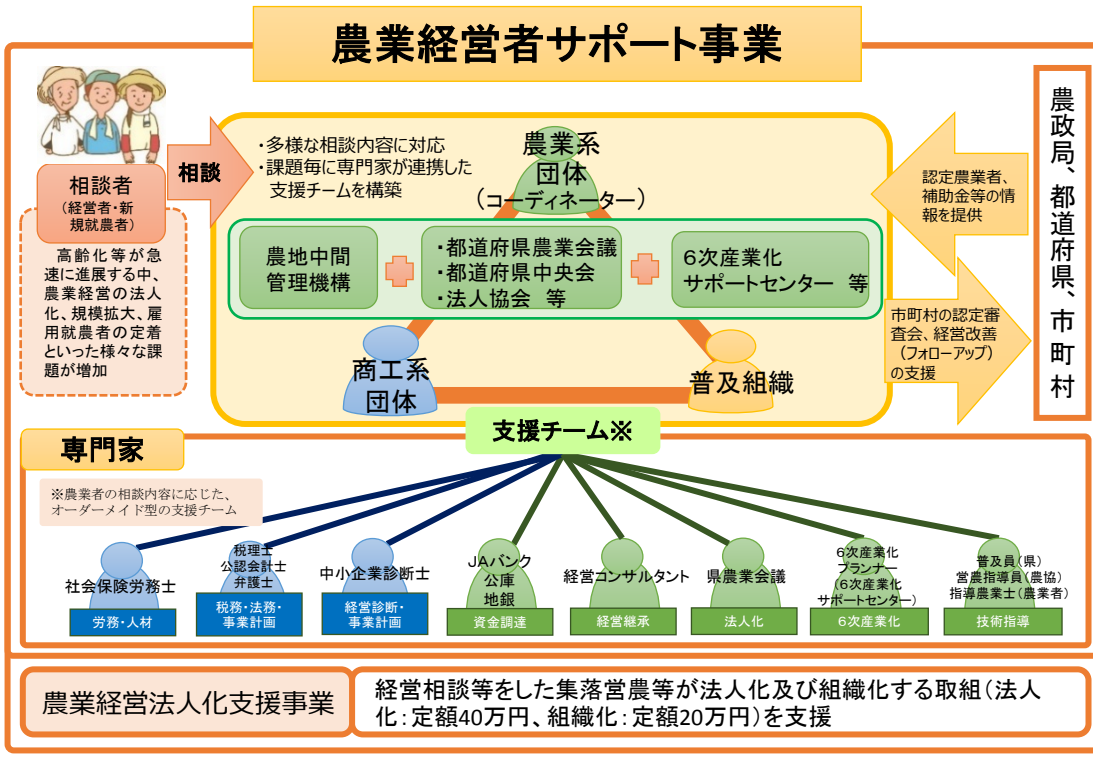
＜事業の内容＞

- 1 農業経営者サポート事業
都道府県レベルに農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談、経営診断や専門家派遣、巡回指導などの取組を支援します。
また、新規就農相談や雇用就農者の定着に向けたサポートについても実施します。
- 2 農業経営法人化支援事業
経営相談等をした集落営農等が法人化及び組織化する取組（法人化：定額40万円、組織化：定額20万円）を支援します。
- 3 法人化推進委託事業
農業経営相談所の専門家、窓口職員への研修などの取組を支援します。
- 4 新規就農・労働力確保支援事業
全国新規就農相談センターに労働力確保に関する相談窓口の機能を拡充し、次世代を担う農業者の確保とともに、農業における多様な働き方を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 (1～3の事業) 経営局経営政策課 (03-6744-2143)
(1、4の事業) 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

4 - 2 農業の新しい働き方確立支援総合対策のうち
農業人材力強化総合支援事業

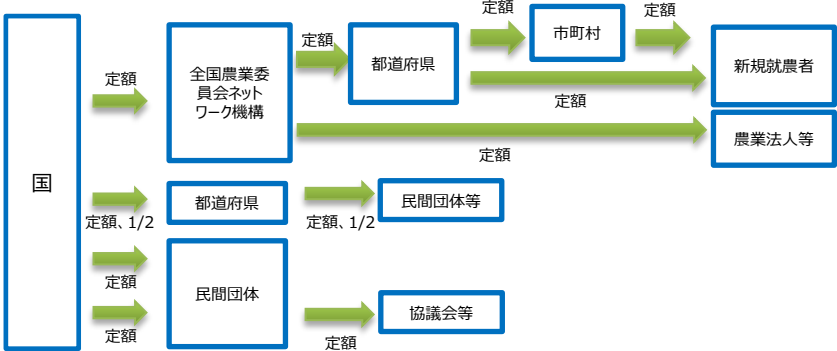
【平成31年度予算概算要求額 23,814 (23,265) 百万円】

- ＜対策のポイント＞
次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援します。
- ＜政策目標＞
新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [平成35年度まで]

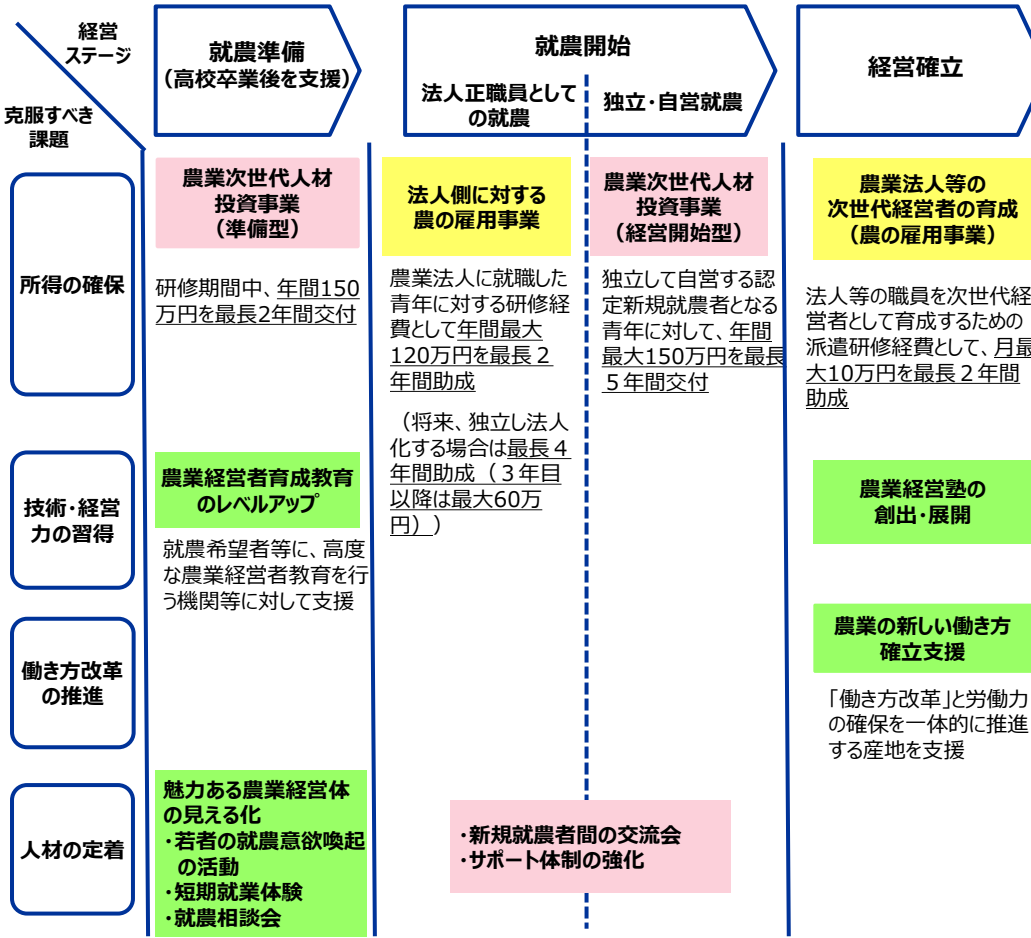
＜事業の内容＞

1. 農業次世代人材投資事業 17,768 (17,534) 百万円
- 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付します。
2. 農の雇用事業 5,405 (5,058) 百万円
- 青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援します。また、法人による従業員等の派遣研修を支援します。
3. 農業経営確立支援事業 642 (673) 百万円
- 新規就農者の裾野の拡大や、優れた経営感覚を備えた農業者の育成を図るための取組を支援します。また、「働き方改革」と労働力の確保を一体的に推進する産地を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

＜対策のポイント＞

農業分野等における外国人材の適正な受入れに向けて、日本で即戦力となり得る外国人材の知識・技能の確認等を支援します。

＜政策目標＞

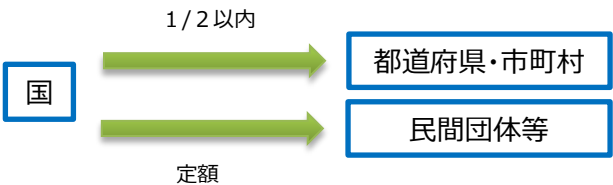
農業分野等において就労する外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

農業分野等での外国人材の適正な受入れを支援

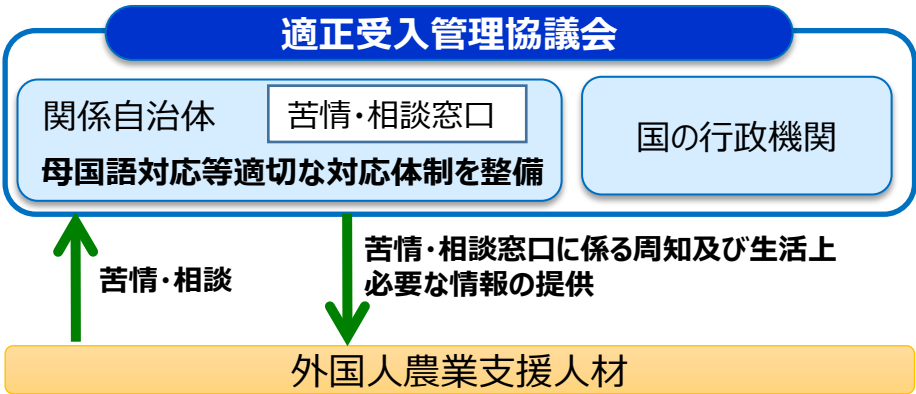
- 「国家戦略特区農業支援外国人受入事業」における外国人材の人権保護のための苦情・相談窓口の設置及びその活動を支援します。
- 外国人材の農業等に関する知識及び技能を評価・確認するための試験の作成、実施を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

苦情・相談窓口の設置等を支援



技能等評価試験の作成・実施を支援

日本で即戦力となり得る知識・技能を有しているか、入国前に現地で評価・確認するために必要な試験の作成・更新、より効果的な試験を実施するための手法・体制の見直し等に必要な支援を実施。



5 女性の活躍推進

【平成31年度予算概算要求額 53,381（19,381）百万円】の内数

<対策のポイント>

女性が農業経営に関与すると収益性向上につながるとのデータがあります。地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や女性による事業活用の促進等により、女性が能力を発揮し活躍できるよう支援します。

<政策目標>

女性農林漁業者の活躍の推進

<事業の全体像>

1 女性農林漁業者の活躍推進を支援

- ◇女性が変わる未来の農業推進事業 96（96）百万円
地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備を推進
- ◇多様な担い手育成事業 49（38）百万円の内数
林業における女性の活躍を推進するため、女性林業従事者のネットワーク構築等による定着支援を実施するとともに、女性が働きやすい環境整備に向けた経営者ツールの開発による就業促進支援を実施
- ◇浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業 20（20）百万円
漁村地域における女性の活躍を推進するため、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発・販売等の実践的な取組等を支援

2 女性農業者等が積極的に採択されるように配慮等

- (1) 事業に応募した場合等に配分ポイントの加算・要件緩和
 - ◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金 27,518（－）百万円の内数
産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援
- (2) 女性の活躍推進に資する環境整備等を支援
 - ◇6次産業化の推進 2,499（2,432）百万円の内数
6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援
 - ◇持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進事業 50（25）百万円
農作業事故の防止に向け、農業者一人一人に対して効果的に訴えかけ、安全意識を高めていく取組を支援
 - ◇農山漁村振興交付金 11,023（10,070）百万円の内数
農山漁村におけるコミュニティ機能の向上や定住の促進等を図るための取組を支援
 - ◇浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業 12,126（6,700）百万円の内数
「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備等を支援



女性農林漁業者の活躍



5 - 1 女性の活躍推進のうち
女性が変える未来の農業推進事業

【平成31年度予算概算要求額 96（96）百万円】

＜対策のポイント＞

地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業経営者の育成を支援します。また、農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、意欲ある経営体での実証及び効果の検証等を行い、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指します。

＜政策目標＞

農業法人の役員に占める女性の割合を30％に増加〔平成32年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 女性農業地域リーダー育成支援 60（60）百万円

- 経営力向上や地域農業の発展のための問題意識をもった女性農業者を対象とした研修等の実施により、地域の農業界を牽引するリーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成します。

2. 女性の活躍推進に取り組む農業経営体への支援 36（36）百万円

- 農業経営者等を対象に、女性農業者が働きやすい環境整備に係るノウハウの習得を支援することにより、女性の活躍推進に取り組む農業経営体を全国に拡大します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1 女性農業地域リーダー育成支援



- 女性農業者を対象に
- ・リーダーシップ能力の向上
 - ・ブランディング手法の習得
 - ・先進地における研修・調査
 - ・課題解決型テキストの作成

リーダーとしての資質を備えた女性農業者を育成

2 女性の活躍推進に取り組む農業経営体への支援



- 経営主を対象に
- ・人材育成、ワークライフバランス、労働環境改善のセミナー
 - ・専門家による助言・指導
 - ・ポータルサイトの構築

ロールモデル経営体を全国へ展開
農業界の働き方改革の実現

女性にとって魅力ある職業としての「農業」を実現

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6600）

6 スーパーL資金の金利負担軽減措置

【平成31年度予算概算要求額 5,018（4,832）百万円の内数】

<対策のポイント>

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対象者

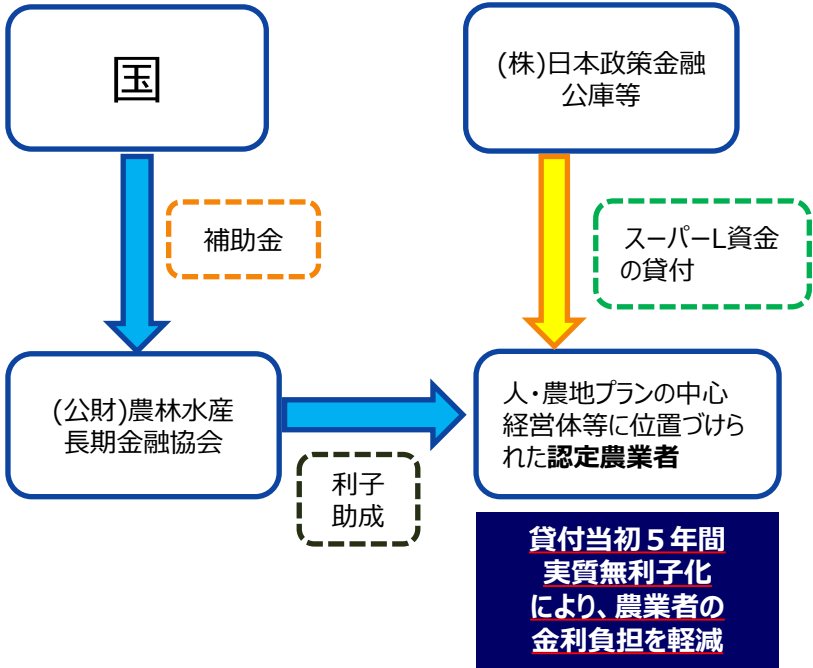
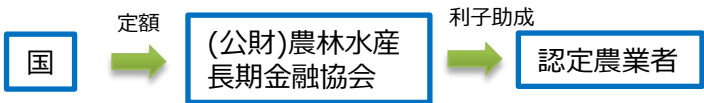
- 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者

2. 措置内容等

- ① 対象資金
スーパーL資金
- ② 貸付限度額
個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
法人10億円
（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
- ③ 償還期限
25年以内（うち措置期間10年以内）
- ④ 金利負担軽減措置
最大20億円まで貸付当初5年間実質無利子化
（最大2%引下げ）

<取扱融資機関> 株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課（03-6744-2165）

＜対策のポイント＞

農協の公認会計士監査コストの合理化を図るための支援や、農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を実施します。

＜政策目標＞

- 農協の公認会計士監査への円滑な移行
- 准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討し結論を得る

＜事業の内容＞

1. 農協の監査コストの合理化支援 200（50）百万円

- 農協の公認会計士監査への移行に際し、監査コストの合理化を図るための農協の主体的な取組を支援します。

2. 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査 12（12）百万円

- 農協の准組合員の事業利用規制の在り方の検討に資するよう、各地域における生活インフラの利用実態について現地調査を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜農協の監査コストの合理化支援＞

平成30年度事業

- ① 公認会計士監査のための準備マニュアルを作成（公認会計士の着眼点とそれに向けた一般的・基礎的な対応方法を分かりやすく整理）
- ② ①について、全国各地で説明会を開催し、内容を周知



平成31年度事業

各地域の農協の実態に応じた課題を克服できるよう、農協の実情や会計監査に知見を有する者が、監査コスト合理化の具体化策について調査し、そこで得られた知見を他の農協へも周知

8 水田活用の直接支払交付金

【平成31年度予算概算要求額 330,400（330,400）百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン〔平成37年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔平成37年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha〔平成37年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（40%〔平成37年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

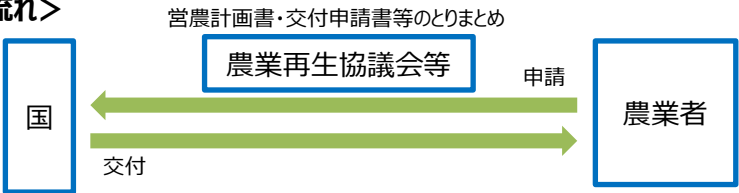
2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は県段階で支援内容を決定）。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



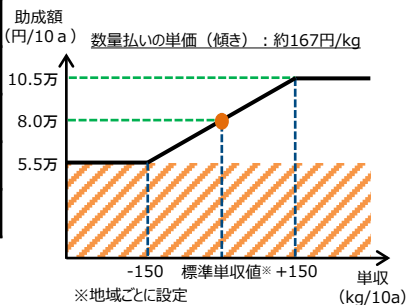
<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※子実用とうもろこし（飼料用）を含む

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>



産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物等	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種の取組	1.2万円/10a
そば、なたね	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
畑地化	交付対象水田からの除外	10.5万円/10a

上記のほか、

- ① 前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した都道府県に対し、その面積に応じて1.0万円/10aを配分する（転換作物拡大加算）とともに、
- ② その際、高収益作物等の作付面積が拡大した場合には、その面積に応じて、2.0万円/10aを更に追加配分（高収益作物等拡大加算）します。

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

9 米穀周年供給・需要拡大支援事業

【平成31年度予算概算要求額 5,033 (5,033) 百万円】

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を支援**します。

産地

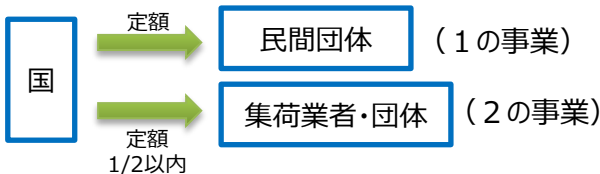
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約や複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

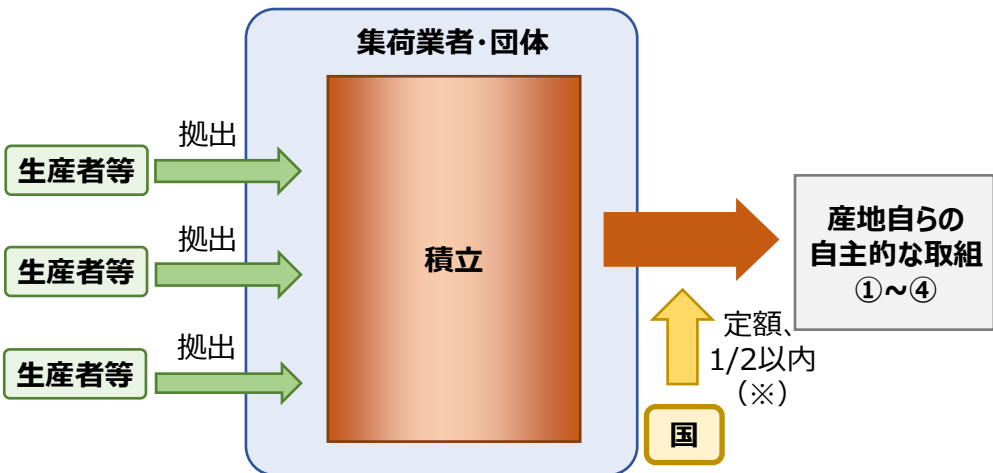
〔業務用米取引セミナー〕



〔展示商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

【お問い合わせ先】 政策統括官付農産企画課（03-6738-8964）

10 米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等

【平成31年度予算概算要求額 108（108）百万円】

＜対策のポイント＞
米粉の需要拡大や飼料用米を活用した畜産物等のブランド化等の取組を支援します。

- ＜政策目標＞
- 米粉用米等の生産を拡大（米粉用米10万トン〔平成37年度まで〕）
 - 飼料用米を活用した畜産物等のブランドの確立による売上増加（5年間で10%）

＜事業の内容＞

1. 戦略作物生産拡大支援事業

輸出を含めた日本産米粉の需要拡大等支援

ノングルテン米粉や用途別基準に適合する高品質な日本産米粉の流通が始まることから、輸出を含めた日本産米粉の需要拡大に向けた取組等を支援します。

- ・米粉用米生産者と製造事業者とのマッチング
- ・ノングルテン米粉の製造手法マニュアルの作成
- ・日本産米粉の優位性の情報発信 等

2. 米活用畜産物等ブランド化推進事業

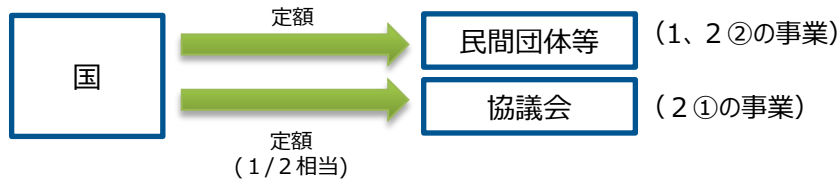
①米活用畜産物等ブランド展開事業

米を利用した新たな食品のブランド展開による米の需要拡大を図るため、飼料用米を活用した畜産物等のブランド展開の取組を支援します。

②米活用畜産物等全国展開事業

飼料用米を活用した畜産物等の認知度向上や、販路開拓のための取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【輸出を含めた日本産米粉の需要拡大支援】

産地段階	製造段階	流通段階
【米粉用米産地の育成】 米粉用米生産者と米粉製造事業者とのマッチング、米粉向け栽培技術等の普及	【ノングルテン米粉製造の支援】 海外のグルテンフリー表示よりも基準が厳しいノングルテン米粉の製造を後押しする製造手法マニュアルの作成 	【日本産米粉の優位性の確立】 海外の競合品と比較した日本産米粉の加工性や機能性等の優位性の分析・情報発信等

【米活用畜産物等ブランド化推進事業】

①米活用畜産物等ブランド展開事業	②米活用畜産物等全国展開事業
ブランド展開の戦略策定に係る検討会の開催や販売促進のためのPR活動 	飼料用米を給与した畜産物のロゴマークの普及や商談会の開催、差別化のためのメリット調査 

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-3502-7950）

<対策のポイント>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

(所要額) 198,500（206,479）百万円

○ 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

(所要額) 83,747（74,552）百万円

○ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの30年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価（29年産～31年産まで適用）】

【数量払】 交付単価は品質区分に応じて設定

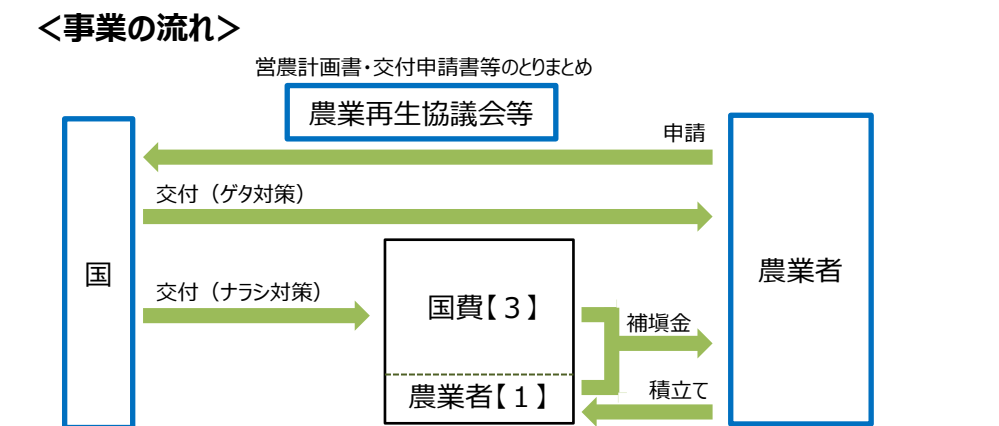
対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,890円/60kg	はだか麦	8,190円/60kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/t
二条大麦	5,460円/50kg	大豆	9,040円/60kg	そば	16,840円/45kg
六条大麦	5,690円/50kg	てん菜	7,180円/t	なたね	9,920円/60kg

【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

3. 経営所得安定対策等推進事業等 8,810（8,393）百万円

○ 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。



<交付単価のイメージ>

標準的な生産費

ゲタ交付単価

標準的な販売価格

差額

<数量払と面積払との関係>

交付金額

数量払

面積払

数量払の際に控除されます。

収量

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

{ 都道府県等地域単位で算定 }

標準的収入

最近5年のうち、最高・最低を除く3年の平均収入

当年産収入

{ 農業者ごとに算定 }

米の差額

麦の差額

大豆の差額

収入減少が発生

品目ごとの収入差額を合算

補填金

収入減の9割

国費【3】

農業者【1】

農業者1：国3の割合で拠出

- <対策のポイント>
- 品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。
- <政策目標>
- 法人経営体数を5万法人に増加 [平成35年まで]

○担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料国庫負担金 7,614 (2,915) 百万円

○ 保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1 / 2を国庫が負担**します。

2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 23,719(21,780)百万円

○ 積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が交付**します。

3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 2,067 (1,283) 百万円

○ 収入保険制度の実施主体である**全国農業共済組合連合会**に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費等）を**負担**します。

4. 収入保険事務処理システム機能追加事業 127 (－) 百万円

○ 収入保険制度の事務処理の利便性の向上及び効率化等を図るための電算処理システムへの機能追加を支援します。

<事業の流れ>

国

1/2等

全国農業共済組合連合会

保険料等

農業者

保険金等

<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、

② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。

収入減少

基準収入

自己責任部分

積立方式で補てん

保険方式で補てん

保険期間の収入

支払率（90%を上限として選択）

100%

90%（保険方式＋積立方式の補償限度額の上限）

80%（保険方式の補償限度額の上限）

過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）

- <対策のポイント>
- 農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんする農業共済事業を実施します。
- <政策目標>
- 共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保するため、次の割合を100%とします。
- 水稻及び麦は共済金が年内に支払われる農業者数の割合

○ その他の品目（果樹、畑作物等）は共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に実施する割合

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金50,110（50,110）百万円

○ 農業者が支払うべき共済掛金の約 1 / 2 を国庫が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金34,479（36,404）百万円

○ 農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を負担します。

<事業の流れ>

国

1/2等

農業共済団体等

共済掛金等

農業者

共済金

<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

【お問い合わせ先】（1の事業）経営局保険課（03-6744-2175）
（2の事業）経営局保険監理官（03-3591-5009）

＜対策のポイント＞
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

- ＜政策目標＞
- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
 - 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割 [平成27年度] → 約3割以上 [平成32年度まで]）
 - 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [平成32年度まで]
 - ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合（約5割 [平成27年度] → 10割 [平成32年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり
(農業競争力強化対策)
150,320 (111,027) 百万円

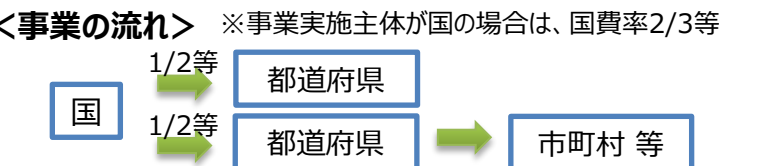
担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を実施します。また、パイプライン化やICT等の導入により、新たな農業水利システムを構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進します。

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化
(国土強靱化対策)
133,889 (126,495) 百万円

老朽化した農業水利施設について、点検・診断に基づき、補修・更新等を適時・的確に実施します。

3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災
(国土強靱化対策)
107,477 (83,531) 百万円

基幹的な農業水利施設やため池等の耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。



農業競争力強化対策

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり

- 農地整備を通じた農地集積・集約化の例

現況

計画

●大区画化の例

●汎用化の例

●新たな農業水利システム（イメージ）

土地改良区による管理

大規模・少数の担い手農家による管理

国土強靱化対策

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化

- 農業水利施設の補修・更新等

水路の機能診断

補修

- 点検・診断結果のデータベース化・可視化

●管理体制の整備

施設管理の現地指導

3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災

- 施設の耐震化

耐震化後の頭首工堰柱

- ため池の整備

ハザードマップの事例

改修後の堤体

- 洪水被害防止対策

ポンプ羽根車の設置

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる**農業水利施設の機能の安定的な発揮**に必要な**機動的かつ効率的な長寿命化対策**及び**防災減災対策**を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、**効果を最大限に発揮するための取組**を支援します。

＜政策目標＞

- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上〔平成32年度まで〕
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）〔平成32年度まで〕

＜事業の内容＞

1. きめ細やかな長寿命化対策

（ハード対策）

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。

（ソフト対策）

- 機能診断・機能保全計画の策定、施設整備のための実施計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

（ハード対策）

- 災害による被害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、緊急時に対応するためのポンプ等の設置、安全を確保するための整備など、防災減災に資する対策を支援します。また、**ため池の廃止及び代替水源の整備等を実施可能とします（定額）**。

（ソフト対策）

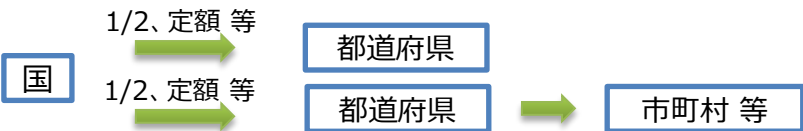
- 大規模地震を想定した施設の耐震性調査、ハザードマップの作成、災害による被害の発生を未然に防止するための監視・管理体制の強化等を支援します。また、**ため池に係るソフト対策については、定額助成の上限額等を見直します。**

＜実施区域＞ 農振農用地、生産緑地（拡充）等

＜実施要件＞

- （ハード対策）総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内〔補助率：1/2等〕
- （ソフト対策）ハード対策と併せ行うもの、事業期間1年以内〔補助率：定額〕

＜事業の流れ＞ ※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）



＜事業イメージ＞

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



自動給水栓の導入



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の管理技術習得の研修



水位計や監視カメラの設置



転落防止柵の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
農村振興局防災課 (03-6744-2210)

＜対策のポイント＞

平成30年7月豪雨による被害を踏まえ、全国のため池の緊急点検や「ため池対策検討チーム」における現地調査、被災の要因分析等を基に、**防災重点ため池のあり方を見直す**とともに、**下流の家屋等に被害を及ぼすおそれの highなため池について、緊急的・総合的な対策を支援**します。

＜政策目標＞

下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のあるため池における災害の未然防止

＜事業の内容＞

1. ハード対策

豪雨・地震対策等のため池整備、二次被害が想定されるため池の廃止等の支援を強化します。

- 豪雨による決壊の防止や耐震性向上のための**ため池の改修等について、必要な対策の一体的な実施を可能**とします。
- 利用されていない、もしくは利用率が低く災害リスクの highなため池の**廃止の強化（定額助成の上限の拡充）、廃止に伴い必要となる代替水源の整備を実施可能（定額助成の創設）**とします。

2. ソフト対策

下流の家屋等に被害を及ぼすおそれの highなため池を対象として、計画的に防災対策を推進するための詳細調査、ハザードマップの作成、ため池の監視・管理体制の整備等の支援を一層強化します。

- ため池の地震・豪雨に対する詳細調査を行い、整備計画を策定します（**定額助成の期間延長及び上限の拡充**）。
- ハザードマップ作成等の減災対策を支援します（**定額助成の期間延長及び上限の拡充**）。
- **監視カメラや水位計等の遠隔監視システムの導入、監視・管理体制の強化**を支援します（**定額助成の創設**）。

＜事業の流れ＞

国

1/2、定額 等

都道府県

1/2、定額 等

都道府県

市町村 等

＜事業イメージ＞

ハード対策

ため池の整備

整備前



整備後



ため池の廃止

(堤体を開削し、水が溜まらないようにしたもの)



ソフト対策

ハザードマップの作成

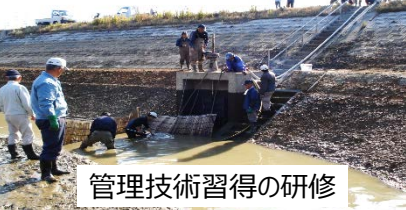


監視・管理体制の強化

監視カメラの設置



管理技術習得の研修



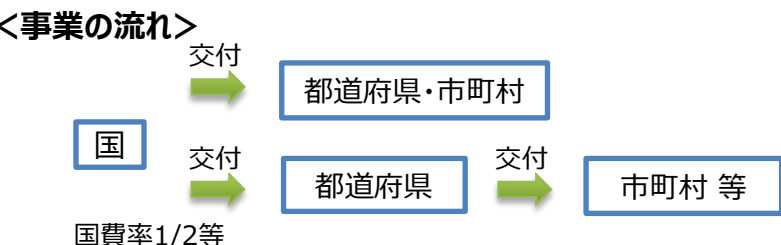
<対策のポイント>
地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

- <政策目標>
- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
 - 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [平成37年度まで]
 - 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。また、これと一体となって**事業効果を高めるために必要な効果促進事業**を実施することができます。
- ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。



交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波、高潮対策としての水門整備

【お問い合わせ先】

(農業農村分野に関すること)	農村振興局地域整備課	(03-6744-2200)
(森林分野に関すること)	林野庁計画課	(03-3501-3842)
(水産分野に関すること)	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304)

＜対策のポイント＞

産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、**必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援**します。
（強い農業づくり交付金と経営体育成支援事業を統合）

＜政策目標＞

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量の増加（80万1千トン〔平成25年度〕→111万6千トン〔平成37年度まで〕）
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円〔平成28年度〕→719億円〔平成36年度まで〕）
- 意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 産地基幹施設等支援タイプ

- ① 地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による**産地の基幹施設の導入を支援**します。
- ② 品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設**、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備を支援**します。

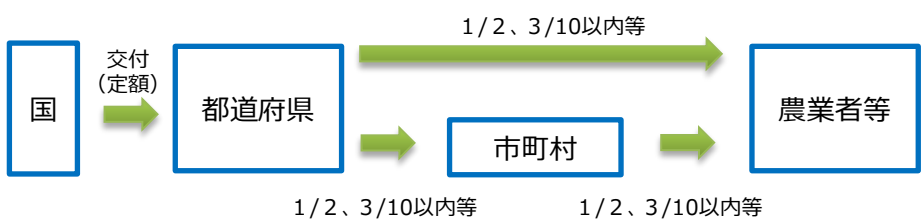
2. 先進的農業経営確立支援タイプ

農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な**農業用機械・施設の導入を支援**します。

3. 地域担い手育成支援タイプ

農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な**農業用機械・施設の導入を支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

産地基幹施設等支援タイプ
産地基幹施設補助型 等 (事業費の一定割合以上の融資を受ける場合、補助率3/10以内で優先的に採択できる仕組みを導入) (優先枠を設定し、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、次世代施設園芸の取組拡大、中山間地域の競争力強化の取組を推進)
・助成対象：農業用の産地基幹施設（耐用年数5年以上） ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円

先進的農業経営確立支援タイプ
融資主体補助型 等 (高い成果目標を設定した農業法人等に対し、上限額を引き上げて支援)
・助成対象：農業用機械・施設（耐用年数5年～20年） ・補助率：3/10以内等 ・上限額：個人1,000万円、法人1,500万円等

地域担い手育成支援タイプ
①融資主体補助型（イノベーション支援分を含む） ②条件不利地域型 等
・助成対象：農業用機械・施設（耐用年数5年～20年） ・補助率：3/10以内等 ・上限額：300万円等

【お問い合わせ先】

(1 ①の事業)	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
(1 ②の事業)	食料産業局食品流通課	(03-6744-2059)
(2、3の事業)	経営局経営政策課担い手総合対策室	(03-6744-2148)

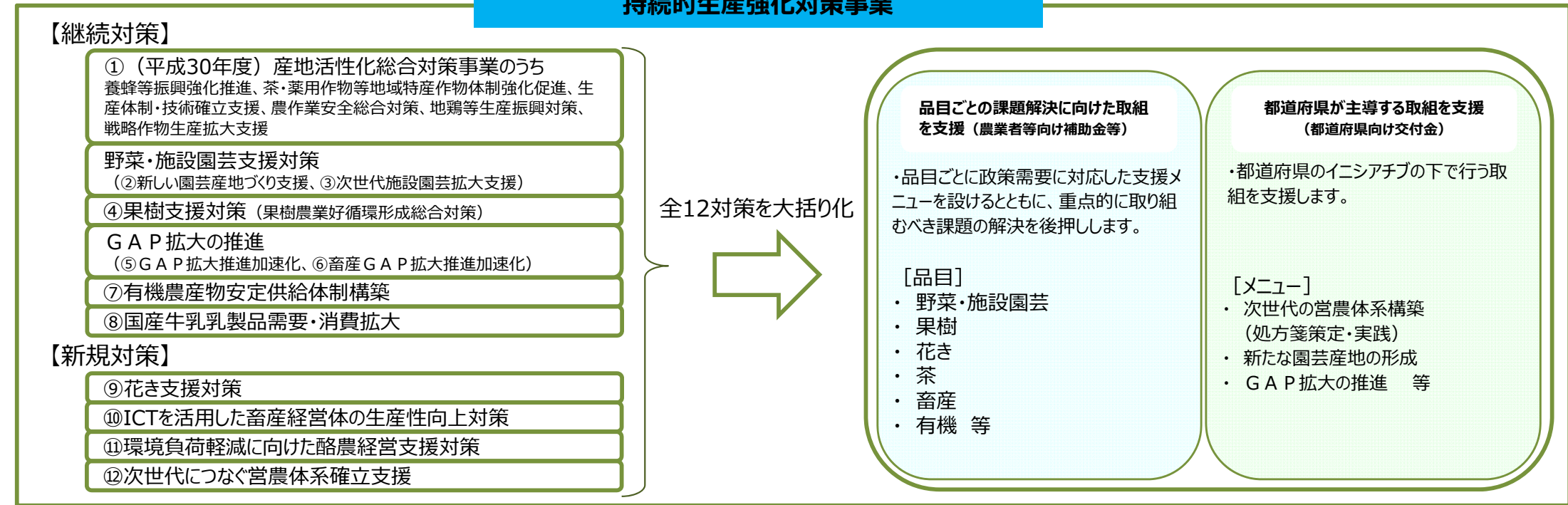
＜対策のポイント＞
産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組等**を、関連事業における優先採択等と併せて総合的に支援します。

＜政策目標＞
○野菜の生産数量の増加（1,395万トン〔平成37年度まで〕）
○子畜の出生頭数の増加（乳用牛産子：72.0万頭／年→74.4万頭／年、肉用牛産子：51.7万頭／年→54.7万頭／年〔平成36年まで〕）等

＜事業の全体像＞

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**産地活性化総合対策事業等の既存対策のほか、平成31年度からの新規対策を含めた全12の対策を1つの事業に大括り化**した上で、対策ごとの特性を踏まえ、**農業者等向け補助金等と都道府県向け交付金に分類**します。
- 都道府県向け交付金については、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を支援するとともに、**産地の課題解決に向けた「処方箋」を策定し、課題解決に資する関連事業を優先的に実施できるような仕組みを導入**します。
- 農業者等向け補助金等については、品目ごとのこれまでの政策需要にも対応しつつ、**現場ニーズに応じた重点的に取り組むべき課題の解決を後押し**します。

持続的生産強化対策事業



19-1 持続的生産強化対策事業のうち
野菜・施設園芸支援対策

【平成31年度予算概算要求額 22,395（-）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、水田地帯における新たな園芸産地の育成、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な取組を支援します。また、施設園芸の生産性向上と規模拡大に必要な技術の実証、次世代施設園芸拠点のノウハウの分析・情報発信等を支援します。

＜政策目標＞

野菜の生産数量の増加（1,395万トン〔平成37年度まで〕）、次世代施設園芸の実践（施設作トマト1割以上で施設導入〔平成37年度まで〕）

＜事業の内容＞

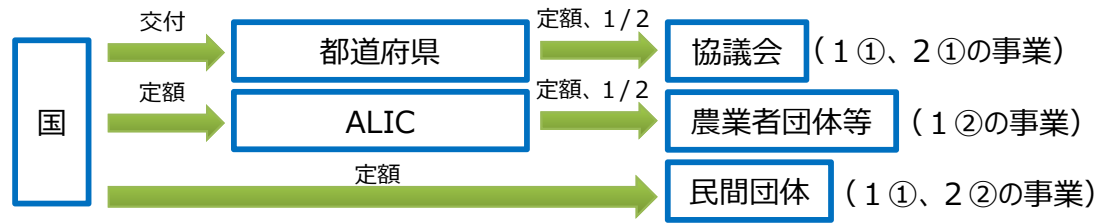
1. 新しい園芸産地づくり支援

- 実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大、安定供給を実現するため、
 - ① 水田地帯において、水稻からの転換による新しい園芸産地の育成に必要な産地の合意形成、排水対策、機械・施設のリース導入等の取組
 - ② 土壌・土層改良等の作柄安定技術の導入、複数産地の連携による栽培情報の共有化や不足分の相互補完等の取組を支援します。

2. 次世代園芸拡大支援

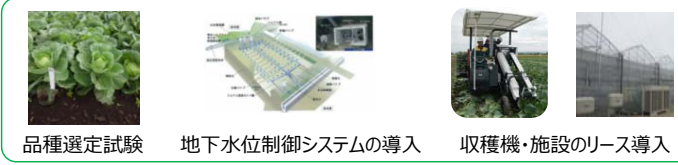
- 施設園芸産地における生産性向上と規模拡大を加速化するため、
 - ① 高度環境制御技術、省力化技術等を習得するための実証・研修
 - ② 次世代施設園芸拠点のノウハウや施設の設置コスト低減方策を分析・整理した手引きの作成や全国フォーラムの開催等を支援します。

＜事業の流れ＞

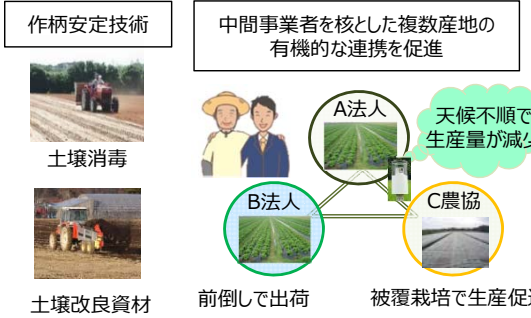


＜事業イメージ＞

＞ 新しい園芸産地の育成



＞ 加工・業務用野菜の作柄安定技術の導入



＞ 高度環境制御技術等の実証・研修



産地の中心的な農業者が行う技術実証（設備のリース導入）、実証温室における研修受入れ、技術指導やマニュアル作成等を支援。

＞ 次世代施設園芸拠点のノウハウの分析・情報発信



【お問い合わせ先】（1の事業）生産局園芸作物課（03-3502-5958）
（2の事業）生産局園芸作物課（03-3593-6496）

＜対策のポイント＞

優良品目・品種への改植やそれに伴う未収益期間に対する支援を行います。特に、省力樹形の導入とそれに必要となる果樹苗木生産体制の構築のための取組を支援します。また、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を支援します。

＜政策目標＞

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加（5％〔平成25年度〕→17％〔平成37年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 果樹経営支援等対策

- 優良品目・品種への転換を加速するため、産地の担い手による改植やそれに伴う未収益期間に対する支援を行います。特に、省力生産や早期成園化が期待できる新たな省力樹形の導入を支援します。

2. 果樹優良苗木供給体制の整備

- ① 優良苗木育苗ほ場の設置
省力樹形の導入に必要な苗木生産に向け、苗木業者と農業生産団体等が連携して行う新たな苗木生産体制の構築を支援します。
- ② 果樹種苗増産緊急対策
ぶどう苗木等を緊急的に確保するため、民間隔離栽培の体制構築、隔離栽培用施設の改修等を支援します。

3. 果実流通加工対策

- 実需者との長期的な契約取引の導入促進を強化するため、実需者と連携した省力型技術体系の導入実証等を支援します。

＜事業イメージ＞

○ 省力樹形導入への支援

- ・ 省力生産や早期成園化につながる省力樹形の導入を加速するため、導入に対する優先配分を実施。

【省力樹形の例】

りんごの新わい化栽培は、労働時間22%減(慣行わい化比)。また、植え付け後2年目から収穫可能で、単収も増加。



新わい化栽培

○ 苗木育苗ほ場の設置への支援



かんきつ苗木生産の様子



省力樹形の導入に必要な
優良苗木の安定確保

- ・ りんごフェザー苗
- ・ 未収益期間を短縮する大苗等

- ・ 生産者団体等が遊休農地等を借り上げ、育苗に必要なかん水施設等を設置

- ・ 苗木業者と連携し優良苗木の新たな生産体制を構築

○ 果樹種苗増産緊急対策

- ・ 都道府県、産地協議会、大学等が連携したぶどう等の輸入苗木供給体制の構築、既存の施設を利用した隔離検疫を受けるために必要な隔離栽培を行う施設の改修費用等を支援。



隔離栽培用温室とぶどうの隔離栽培の様子

○ 果実流通加工対策

- ・ 実需者が求める品質・価格の果実を産地にもメリットがある労力・経費で安定的に供給するため、既存の知見や技術等を活用した省力化技術体系等の導入実証を支援。
(検討会開催費、機材リース・レンタル費、分析費、マニュアル作成費等を支援)

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

茶や薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、消費者や実需者のニーズに対応した高品質生産、産地の規模拡大及び担い手の育成などを強力に推進するため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞

- 茶の輸出額の増加（50.5億円〔平成24年〕→ 150億円〔平成31年まで〕）
- 国内てん茶生産量の増加（1,969t〔平成26年度〕→ 3,500t〔平成32年度まで〕）
- 薬用作物の栽培面積の拡大（524ha〔平成27年度〕→ 630ha〔平成32年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 全国的な支援体制の整備

- 茶や薬用作物などの地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術アドバイザーの派遣、需要拡大等を行うための取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化

改植や有機栽培等への転換、実証ほの設置等の生産体制の確立、省力化・低コスト化のための農業機械等の改良及びリース導入、生産安定技術の確立、中古機械・設備等の斡旋・改修・提供、地域での生産加工体制の合理化等を支援します。

② 需要の創出

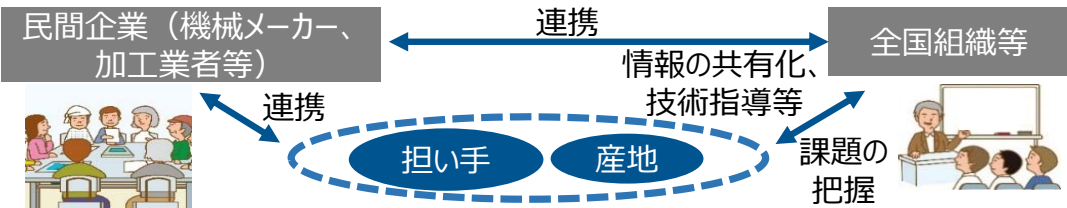
消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、産地ブランディング、販売体制の合理化等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 全国的な支援体制の整備



2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化

＜茶の新植・改植＞



＜機械等のリース導入＞



＜実証ほの設置＞



＜広域体制の確立＞



〔コンテナによる広域収集〕

② 需要の創出

＜ニーズ把握＞



＜商品開発＞



〔蛍光シルクによる新需要の創出〕

【お問い合わせ先】（茶、薬用作物等）生産局地域対策官（03-6744-2117）
（甘味資源作物）政策統括官付地域作物課（03-3501-3814）

＜対策のポイント＞

国産花きの生産拡大を図り、花き産業が成長産業となるよう、品目ごとの生産・需要状況等の特徴に応じて、花き産業関係者が一体となった**生産から流通・消費拡大に至る一貫した取組**を支援します。

＜政策目標＞

花き産出額の増加（6,500億円〔平成37年度まで〕）

＜事業の内容＞

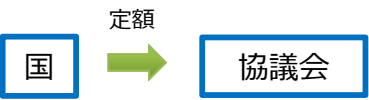
① 花き関係者の連携、地域の「戦略品目」設定への支援

- 花きの品目別の特徴や各地域の気象・土壌条件を踏まえ、**伸ばすべき需要等を明確にした地域ごとの「戦略品目」の設定**に向け、花き関係者からなる協議会の設置、**花き関係者が連携した生産から流通・消費拡大に至る課題の検討に必要な経費を支援**します。

② 国産花きの品目の特徴に対応した生産・流通、消費拡大の取組への支援

- 産地等が戦略的に生産・需要を拡大させる品目を設定し、品目の特徴に応じて行う**作業の省力化のための先進的な設備・機械等のリース、輸出に対応した花木の生産立地条件転換等の実証、最終消費地までの品質保持技術や新規格による流通コスト・廃棄物削減の実証、新たな需要の創出・拡大に向けた消費拡大プロモーション活動等の取組を支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国産花きの品目の特徴

①国産品と輸入品の棲み分けが進んでいる品目（例：カーネーション）
②国産品と輸入品が価格・品質面で競合している品目（例：キク）
③輸入を抑えている品目、輸出を目指す品目（例：トルコギキョウ、グロリオサ、花木）

- 品目の特徴及び地域の実情を踏まえた「戦略品目」の設定
- 課題解決に向けた花き関係者による一貫した取組



19-5 持続的生産強化対策事業のうち

ICTを活用した畜産経営体の生産性向上対策【平成31年度予算概算要求額 22,395（-）百万円の内数】

<対策のポイント>

酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入や、畜産農家に高度かつ総合的な経営アドバイスを提供するためのビッグデータ構築を支援します。

<政策目標> [乳用牛産子：平成30年→平成36年まで、肉用牛産子：平成29年→平成36年まで]

子畜の出生頭数の増加（乳用牛産子：72.0万頭／年→74.4万頭／年、肉用牛産子：51.7万頭／年→54.7万頭／年）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畜産経営体の生産性向上対策
- 畜産農家の省力化・生産性向上を図るため、以下の取組を支援します。

①搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械の導入

②畜産農家のICT化に向けた調査

③IoT機械装置の規格にあった家畜生産等の推進
2. 全国データベース構築
- 生産関連情報を一元的に集約する全国データベースの構築及びデータベースに基づき高度な経営アドバイスを提供する体制の構築等を支援します。

1. 畜産経営体の生産性向上対策

①省力化・生産性向上につながる機械装置（各種データ取得が可能）の導入を支援（搾乳ロボット・発情発見装置等）

発情発見（人工授精）

分娩監視

飼養管理(搾乳、給餌等)



②データ取得機械に関する調査

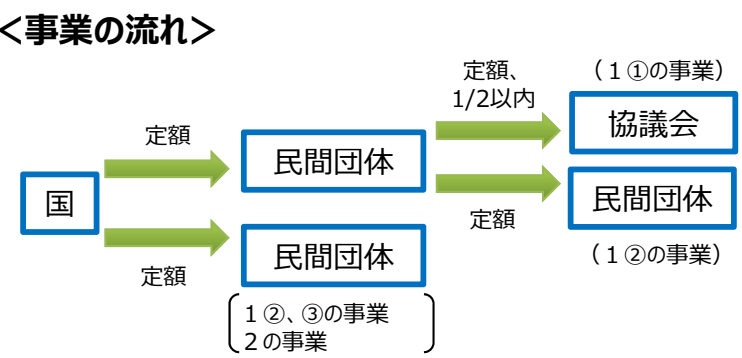
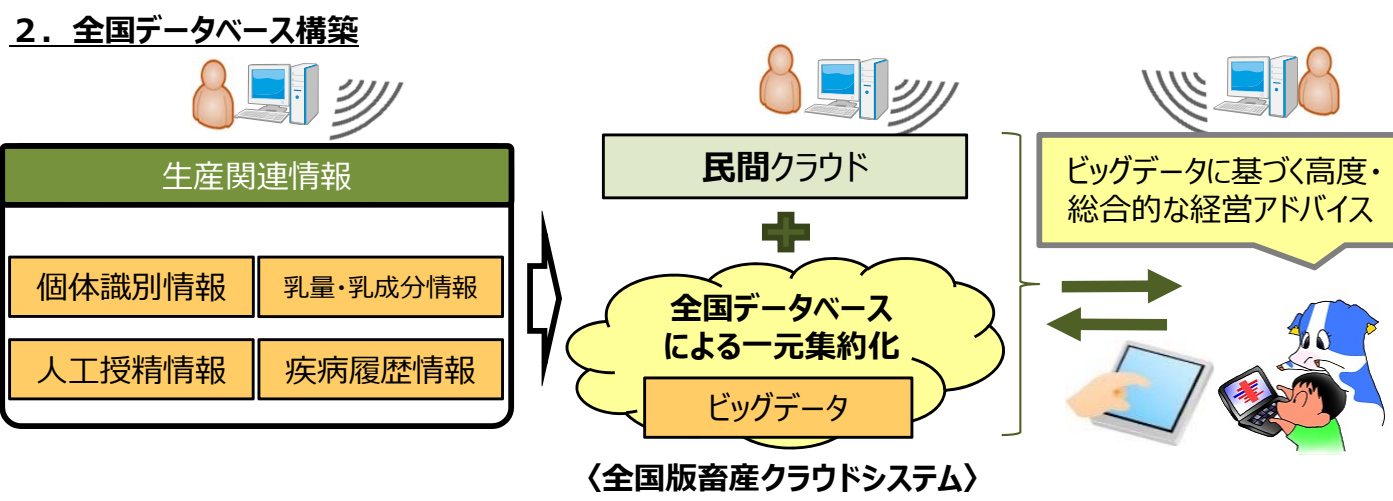
・新型機械の調査、具体的効果の測定 等



③機械装置不適合家畜に関する調査

・乳頭がセンサーに認識されない家畜の調査 等





<対策のポイント>

酪農経営における飼養規模の拡大等による環境問題に対処するため、ふん尿の還元等に必要な飼料作付面積の確保を前提として酪農家が行う環境負荷軽減の取組（資源循環促進、地球温暖化防止、生物多様性保全等）を支援します。

<政策目標>

酪農に起因する環境負荷の軽減

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 環境負荷軽減型酪農経営支援対策（エコ酪事業）
- ふん尿の還元に必要な飼料作付面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付（ア）します。

また、有機飼料生産の取組に交付金を追加交付（イ）します。

① 対象者の要件

・ 飼料作付面積が北海道で40 a／頭、都府県で10 a／頭

・ 環境負荷軽減に取り組んでいること（9メニューから選択）

② 交付金単価

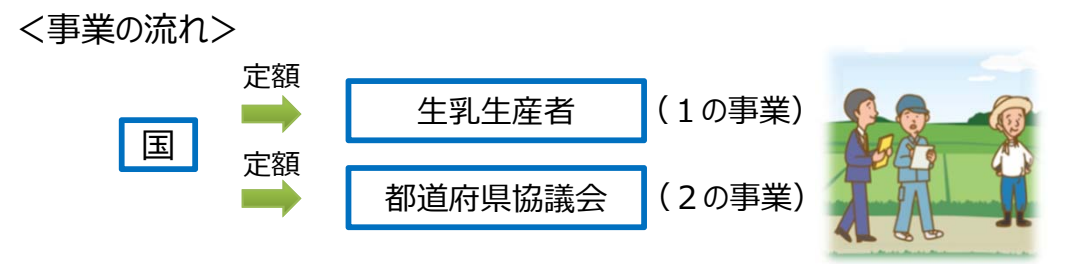
ア 飼料作付面積 1.5万円／1 ha

イ 有機飼料作付面積 1.5万円＋3万円／1 ha（追加交付）
2. 環境負荷軽減型酪農経営支援対策の推進
- 環境負荷軽減型酪農経営支援事業の実施のための推進活動、要件確認、事業効果の測定等に必要な経費に対して補助します。

目的	取組メニュー
資源循環促進	① 堆肥の適正還元の取組
	② 国産副産物の利用促進
	③ スラリー等の土中施用
	④ サイレージ生産の適正管理
地球温暖化防止	⑤ 温室効果ガス放出量削減の取組
	⑥ 化学肥料利用量の削減
	⑦ 連作防止の実施
	⑧ 放牧の実施
生物多様性保全	⑨ 農薬使用量の削減

有機飼料生産の取組（追加交付）

+



- 取組メニューごとに効果を測る指標を設定し、取組実績に応じた効果を測定

○ 生産者は、効果の測定に必要なデータを提出

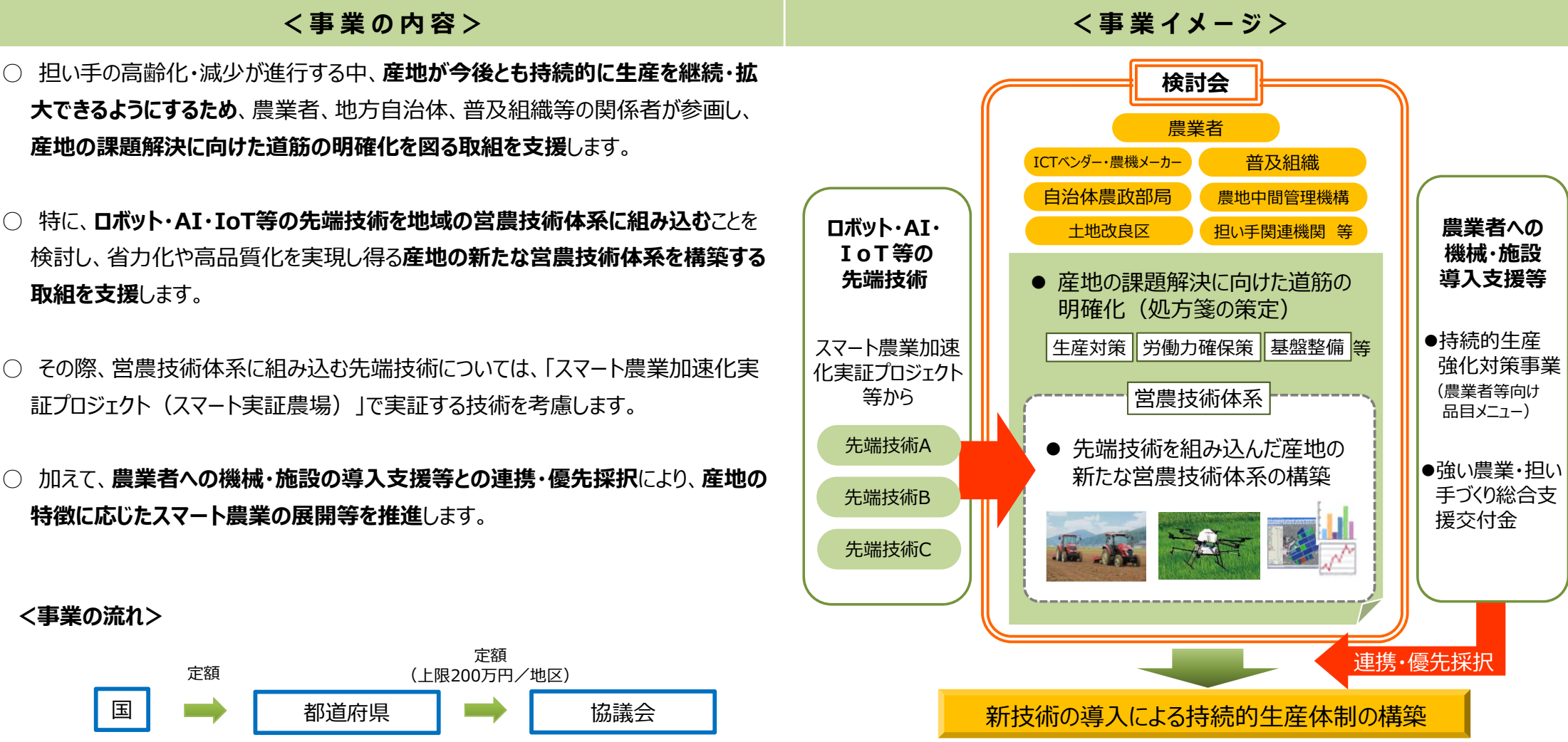
例）堆肥施用量、放牧日数、農薬使用量等
- 【お問い合わせ先】生産局畜産企画課（03-3502-0874）

<対策のポイント>

持続的生産に向けた産地の課題解決のため、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた新たな営農技術体系を検討する取組等を支援します。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 [平成37年まで]



GAP拡大の推進

【平成31年度予算概算要求額 22,395（－）百万円の内数】

<対策のポイント>

我が国農畜産業競争力の強化を図る観点から、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大を図るために必要な取組を総合的に支援します。

<政策目標>

- 平成29年4月時点の3倍以上のGAP認証を取得する〔平成31年度まで〕
- GAP共通基盤ガイドラインを国際水準に改訂〔平成32年度まで〕
- 日本発GAP認証（ASIA GAP）をアジアで主流の仕組み（デファクトスタンダード）とする
- 日本版畜産GAP認証取得経営体数の増加及び国産畜産物に対する評価の向上

<事業の内容>

1. GAP取組・認証拡大推進交付金

- 地域の実情に応じて国際水準GAPの取組や認証拡大が加速的に進展するよう、都道府県の取組を交付金により機動的に支援します。

2. 畜産GAP拡大推進加速化

- 日本版畜産GAPの取組や認証拡大が加速的に進展するよう、普及・推進体制等の強化や、「GAP取得チャレンジシステム」の取組を支援します。

3. GAP関連運動推進

- 農作業安全や農薬危害防止運動等と連動し、食品安全、環境保全、労働安全等のGAPの取組内容の理解度向上に向けた取組を支援します。

4. GAP導入影響分析

- GAP認証取得後の農業経営における影響変化について定量的に調査・分析を行い、GAP実践のメリットを整理する取組を支援します。

5. 日本発GAPの国際化推進

- 日本発GAP認証（ASIA GAP）の利用拡大及び輸出促進のため、海外実需等に対する研修等の取組を支援します。

（関連事業）

1. GAP共通基盤ガイドライン改訂 25（－）百万円

- ガイドラインを国際水準へ改訂するため、必要な分野に関する情報、既存の国際水準GAPの規格を踏まえた取組事項の調査・整理を実施します。

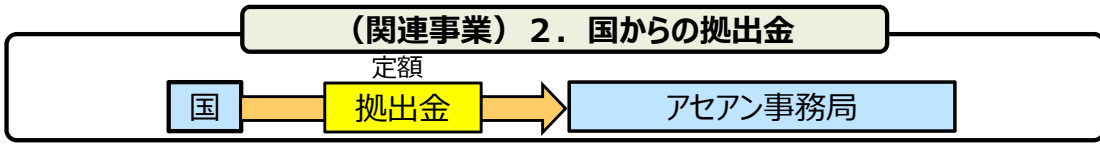
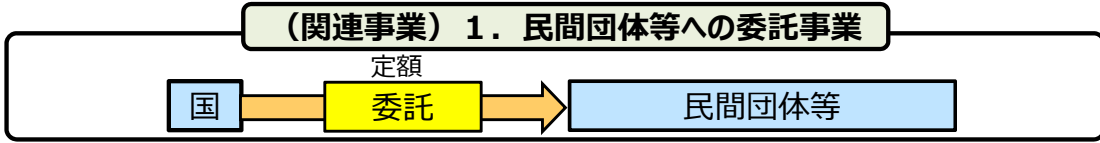
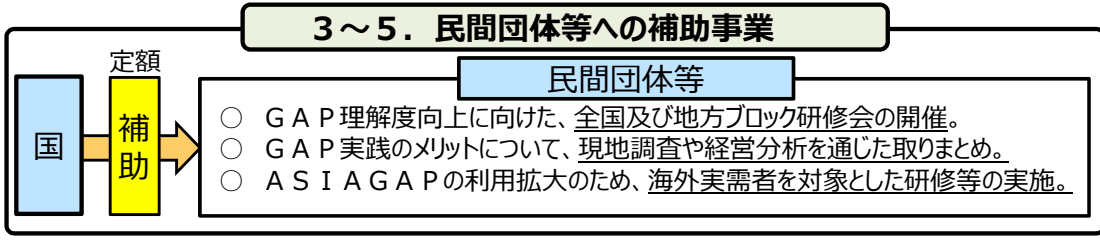
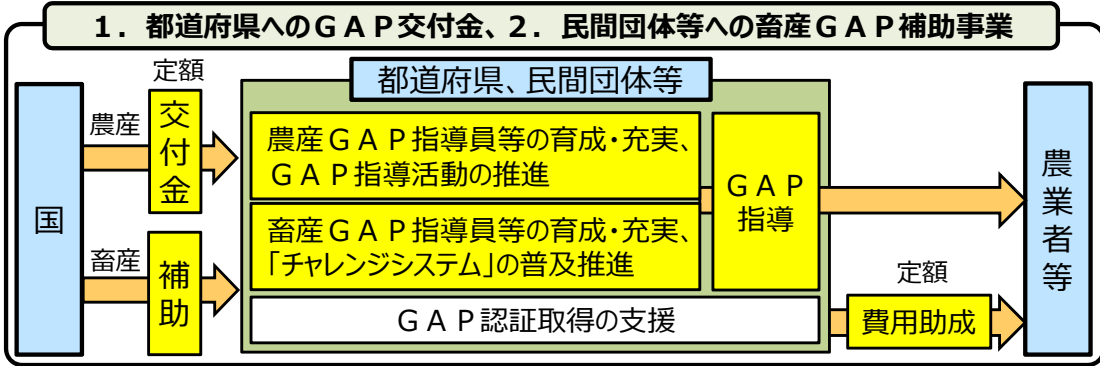
2. 日・アセアン連携によるGAP認知度向上推進 27（14）百万円

- 日本発GAP認証のアジアにおける認知度向上のため、アセアン各国との情報交換や必要な調査等を行う調整員をアセアン事務局に派遣します。

3. 農業経営確立支援事業 642（673）百万円の内数

- 農業大学校等における国際水準GAPに関する新たな教育カリキュラムの作成・実施の取組を支援します。

<事業のイメージ>



【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課（03-6744-7188）
生産局畜産振興課（03-6744-2276）

20 野菜価格安定対策事業

【平成31年度予算概算要求額（所要額） 15,668（16,558）百万円】

<対策のポイント>

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金などの交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

<政策目標>

生産及び出荷の安定を図ることによる市場入荷量の変動の抑制（変動係数 1.8% [平成17年度] → 1.4% [平成37年度まで]）

<事業の内容>

1. 指定野菜価格安定対策事業

○ 指定野菜の価格が著しく低下した場合に、生産者補給金を交付します。

2. 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

○ 特定野菜の価格が著しく低下した場合に、価格差補給金を交付します。

3. 契約指定野菜価格安定対策事業

○ 契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、生産者補給金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給事業

○ 契約取引される特定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

○ 産地要件によらず契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、交付金を交付します。

<事業の流れ>

国

定額等

ALIC

交付

登録出荷団体等

補給金

生産者等

<事業イメージ>

[基本の仕組み]

[指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜]

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

[特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜]

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

[お問い合わせ先] 生産局園芸作物課（03-3502-5961）